

## 「第2回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 : 平成27年8月21日(金) 14:00 ~ 16:00

開催場所 : 直方市庁舎8階 808会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾副会長・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・

浜田契約係長・平山公会計等担当係長・花田・梅田

### 1. 直方市公契約審議会 報告書について

会長	<p>それでは、第2回直方市公契約審議会「勉強会」を開会する。 議事(1)「直方市公契約審議会の報告書について」であるが、前回この審議会 で取りまとめた報告書を5月27日に私から市長へご説明申し上げ、お渡し した。市長も大変、ご興味をお持ちで、何点かご質問をいただいた。事前に 皆さんからいろいろご教授いただいたお陰で、説明ができたかなと思っている。 それでは、報告書の提出を受け、今後の市の方針等について、事務局から 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきたいと思う。 平成27年5月27日に会長より市長へ報告書を提出いただいた。審議会から の報告書の提出を受け、遵守法令に『公共工事の入札及び契約の適正化の促 進に関する法律(入契法)を追加すること』、また『工事又は製造の請負契約 の適応範囲を1億円以上から5,000万円以上に拡大すること』について、市 長と協議を行ったところ、報告書のとおり条例改正を行うようにという指 示を受けたのでご報告する。 なお、条例の適用開始については、平成28年4月1日を目指し、議会への 上程時期については、12月議会での上程を考えている。公契約審議会報告書 についての説明は以上である。</p>
会長	<p>この件について、ご意見、ご質問があるか。</p>
委員	<p>来年4月からの判断というのは、年度途中の運用開始が難しいということか。</p>
事務局	<p>そうである。現在、契約中の案件等もあるので、来年4月の開始を目指して 事務に取りかかりたいと思っている。</p>
会長	<p>12月議会に上程し、議案が通れば4月1日からの実施ということか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>

委 員	早く適用開始したいところであるが、市の判断を了承するしかない。おそらく副会長も早期の適用開始を望んでいるのではないかと思う。
副会長	国土交通省はスピード感をもって、処遇改善、労務賃金の問題に取り組んでいる。市の都合もあると思うが、出来るだけ早く実施してほしい。
委 員	<p>国と市町村ではスピードが違うであろう。その辺りのギャップというのは、新年度で埋められるのか。</p> <p>毎年 10 月頃に歩掛りや積算基準が出ている。その労務単価を使って計算し、新年度の予算等を検証していく。その後、議会で承認を貰い、実施に入る頃には単価が変わってくる。そこのギャップをどう埋めるかということである。今度の 10 月に改定されれば、条例を改正しなくても、そこの単価を変更することが出来るのか、出来ないのかということではないか。</p>
副会長	法令が変わればそうしなければいけない。国土交通省は、かなり早いペースで労務単価の見直しを指導している。
会 長	委員に少し教えていただきたい。労務単価を改定した場合、実際はどこの自治体もその通りにやっているのか。
委 員	現在は、ほぼ労務単価の改正を行っている。一部、国が示している基準と違う積算方法だとか、調査基準価格、最低基準価格の変更等を行っている。
会 長	制度としては、あくまでも国から地方自治体に対しての命令ではないのか。
委 員	そうである。国は国で会計法があり、市町村は自治法に則っての契約である。
会 長	平たく言うと、お願いということか。
委 員	<p>そうである。お願いであるけれども、むやみに基準を変えているのではなく、調査をした結果、やはりこれを切り過ぎると品質が悪いとか。直方市でもそうだと思うが、公共事業に対しては、国が示した点数評価、評価点をつけているはずである。今日、私が資料を持ってきたが、この何年間でいろいろな経費を上げるというのを 2 年おきに実施している。今は、設計労務単価も調査した実態価格以外に社会保険料も本人が支払うという様になっている。</p> <p>建設労働者の場合は、一人親方が多いので、本人が国民健康保険等の保険料を支払わないといけない。本人負担分もその賃金に上乘せしようという、政策的な単価の引き上げが行われているというのが現実なのである。だから、それがきちんと労働者に行き届くようにという事を国としてはやろうとしているが、この 3 年、単価はアップしたが、実際支払われている単価はなかなか上がっていないというのが実態である。</p>

副会長	建設関係以外の労働者に比べたら <b>30%</b> 近く給料が減っている。それで単価を上げてきたと言っても、ピーク時の単価より <b>30%</b> 近くも減っている。例えば公務員を考えると、人事院勧告、それは他の一般企業を見ながら給料を幾ら上げないといけないという勧告がある。しかし、建設労働者の労務単価だけは、建設関係で働いているところ、それも元請か下請か孫請か一人親方かが分からないところで調査しているものであるから、どうしても単価は市場調査では上がってこない訳である。だから、その市場調査が間違いではないか。そのためには、一般の製造業とか、他の産業の賃金の今の市場調査をするのが当然ではないか。
会 長	予算が関連するが、予算との関係はどうなるのか。
委 員	おそらく単価的には <b>10</b> 月頃にしか上がってこないと思う。昨年の <b>10</b> 月の単価で、契約を春先に行っているのではないのか。
副会長	県が言うのは、 <b>4</b> ヶ月と言っている。
会 長	<b>10</b> 月や <b>4</b> ヶ月という意味がわからない。
副会長	市場調査して、それを公表するまでの <b>4</b> ヶ月位かかる。
委 員	報告書が出てくる。それが <b>10</b> 月である。
委 員	<b>10</b> 月に市場調査を行い、 <b>11・12・1</b> 月の <b>3</b> ヶ月間で集計作業を終わらせて、新しい単価は <b>2</b> 月から適用ということである。 <b>2</b> 月に変更が出るようであれば、それ以降の工事は、新しい単価を使わないといけない。直方市も同様だと思う。
副会長	残工期が <b>2</b> ヶ月以上あるものについては、変更契約を行う。
委 員	公契約条例の規定による労務報酬下限額のそのギャップをどう埋めるかというのを先程述べられていたけれども、埋められるのか。 <b>4</b> 月になったら、また埋められずそのままいくのか。そのギャップをどう埋めるのか。
副会長	来年、公契約の適用範囲を <b>5,000</b> 万円までにする。これが通れば、直方市の工事全体の金額ベースで <b>47、48%</b> 程である。しかし影響はもっと大きいであろう。下請、孫請、資材関係まで影響が行く。金額ベースでは <b>47%</b> くらいかもしれないけれども、影響は大きい。
委 員	前回、全体の発注額の約半分を占めるという返答をもらっている。
副会長	金額ベースである。

委 員	金額ベースでいったら大体半分ぐらい。そこが公契約条例にてチェックできるということである。
副会長	そこは大体、特定建設業許可を持っているので、要するに土木は3,000万円以上の工事を、建築で4,500万円以上の工事を下請けに出せるということである。大手の業者は必ず下請に仕事を出すものである。だから金額ベースで半分でも、これが下請、孫請等も公契約の対象となるので、影響力は大きなものである。ただ、先ほど委員が言われる労務賃金が国土交通省では、どんどん上げよと言うけれども、追いついていない。
委 員	半年、もしくは1年位のずれが出てくる。実際どうか。
事務局	直方市では、労務単価の改正があれば、随時、設計上に数字を反映して適用している。先ほど副会長からも言われたように、物価の上昇、スライド条項、そういった対象の工事については、変更契約をしてしっかり対応をさせていた。
委 員	公契約の労務報酬下限額も労務単価の改正があれば、同じようにスライドして、変更すべきではないか。
副会長	法律がかわれば、自動でかわるほうがいい。法律の内容が変わってくるから、すぐ取り入れてもらいたい。
委 員	公契約条例において、労務単価の変更を即反映できるのか。
会 長	公契約条例の規定による賃金等の最低額を算出する必要がある。
委 員	公契約の労務報酬下限額の改正であれば、議会を通さなくてもよい。
会 長	条例上の施行規則に記載すればいいのか。
事務局	労務単価は、独自行為なので条例とは関係ない。労務単価は条例事項ではない。
委 員	ということは、準備はされているのか。変えられると言えれば変えられるのか。
事務局	設計単価が変わったら変えるわけである。
委 員	これを変えないのだったらまずいのではないか。
事務局	契約途中での労務報酬額の改正についてのお話だと思う。例えば、建設工事の設計労務単価は、10月の調査で2月に変更になるだろうという話もあると

	<p>思う。委託業務を見る場合に、5年間の複数年契約を結ぶような案件で、長期で契約を結んで雇用がなるべく安定できるようにといった発注の方法を市も考えている。そうした時に、当初行った入札で、これから5年間委託をお願いする分の労務報酬は839円であるという条件で、応札していただくようにしている。これが例えば、委託業務の勘案基準にしている行政職給料表が、もしマイナス改定になったとしても、5年間は839円を保障されるというような考え方である。プラス改正の時は、どんどん変えるけれども、マイナスの時もどんどん変えていいのかという話も出てくる。工事についても設計労務単価の改正が行われれば、当然市も対応して改正する。当初の見積もり条件として、労務報酬下限額、設計労務単価はこれだというふうに条件を付している。あくまでも最低はこれだというのを公契約条例でお示ししている分である。</p>
<p>委 員</p>	<p>その考えは一理ある。</p>
<p>事務局</p>	<p>当然、単価改正があれば、市は即座に対応する。公契約対象工事を設計額5,000万円にするということを12月議会に上程、仮に12月からできないのかというご意見はあろうと思うが、12月から5,000万円のような標準工期が取れない工事の発注は基本的にないので、4月の新年度からでも十分対応可能ではないかというのが市の考えである。公契約上の労務報酬下限額を変更してしまうと、事業者側も混乱するのではないかと。受注者に労務台帳を作成していただく際、何月何日までの賃金はいくらで、これ以降はいくらといったような混乱が生じるのではないかと思う。</p>
<p>委 員</p>	<p>今、国は雇用の場とか、賃金とか、それらを上げていけと指導している。なぜ少子高齢化なのか。子供が少ないという事は、結婚できる給料を貰っていない、そして仕事が出来ていない、家も持てない、車も持てない、今、何も持てない人が多いらしいのである。派遣法も衆議院のほうで6月に可決された。今、参議院に送り込まれている。この派遣法そのものは、5年たったら期間の定めのない雇用でいくと言っていたが、3年で今度は変更する。要するに、首切りである。持続可能な安定した雇用がそこで出てくるかといったら、出てこない。それでは直方市のためにもならない。やはり、人口流出をとどめて、人口を増やして、直方市はこれだけ良いところだと。沢山の人に来て貰わなければいけない。直方市で子供を沢山産んで貰って、教育もきちんとする、住居環境も整える。福祉・医療の環境も整っている。他に類のない市であるという位にしなければ、人口減少は止められない。やはり安定した生活が送れるように賃金、労働条件、雇用の場も作って、他に比べたら直方市は生活環境が良いと。そういうふうなものをしていかないといけない。そのためには、この公契約も必要なのである。副会長が言われる契約の部分でも、業者が生き残るためにはこうあるべきだと。そうしたら従業員にもお金をやれるということは、全部リンクしてくるのである。ただ、国は、「まち・ひと・しごと」に対して、それだけ補助金をくれるかどうかというのは、見</p>

<p>委員</p>	<p>えていないけれども、市町村はそれを作らないといけないわけである。</p> <p>私が準備したカラー刷りの資料の一番後ろに、年収という事で、設計労務単価の8掛けというのを考えてみた。標準的な金額で日給1万7,000円と書いてある。日給月給で1ヶ月22日働いたとして、12ヶ月でボーナスなしだとして8掛けでいけば、年収359万円。100%の1万7,000円をそのまま払っても448万円にしかならない。一人親方さんが言われるのは、この金額から本人の社会保険料や大工道具といった経費などを支払わなければならない。なかなか良い暮らしが出来るという給料ではないという事を分かっていたらいいと思う。ちなみにインターネットで調べた国税庁の平成25年分の民間の給与実態調査では、男性の正規の労働者の年収というのは527万円であった。建設労働者の場合は、もちろん熟練なのか、そうでないのか、また、会社によってはきちんと傾斜をつけて支払っていくであろう。だからと言って60歳になったから、どんどん上っていくかと言えば、ほとんど変わらない。一人の技能労働者としての単価になってしまうので、そう変わらないのである。こういう年収で、子供を2人も3人も抱えて、大学に進学させるというのはなかなか厳しい。副会長がおっしゃるように、公務員の賃金というのも一つの参考にといいのもその通りだと思う。</p>
<p>副会長</p>	<p>九州地方整備局の意見交換会では、九州地方整備局側から出た意見としては、製造業と比べようと、国土交通省は統計を全部取っているのだから分かっていて、建設労働者は30%低い。仕事の日数が皆さん22日で計算されたりするが、直方は4週8休で、祭日があったり、有給休暇があったり、雨が降ったり、地元住民から文句が出たりなどで、大体20日も働けないのである。2月末から3月ぐらいで仕事が終わる。今は全然ないわけだが、それでも給料を従業員に払わないといけない。ただ、公契約の場合でいうと、その仕事の間だけの事だから、それは言える。なかなか建設労働者というのは難しい。屋根がないところで仕事をするものであるから。だから、労務単価を上げてもらいたいという陳情を今度全国的に行うが、他の産業と比べてほしい。同じ建設業の労働者だけの単価を聞いて回っても、それは上がるはずがない。実際上がっていない。7月の時には全然上がっていない。労務単価を20%位上げたのか。</p>
<p>委員</p>	<p>そうである。平均で23%位上げてきた。</p>
<p>副会長</p>	<p>それでも上がっていないという事である。どこで調査しているか分からない。どこに調査に行っているのだろうかと思う。私が言いたいのは、建設労働者の単価を調査するのではなくて、これは全産業、違う産業のところで調査をしていただきたい。そうじゃないと、地位の向上なんていうのは全然出来ない。同じコップの中で言い争いをしても仕方がない。直方市でもそういう話し合いが、できるようになったらいいと思う。</p>

2. 直方市における業務委託契約の仕様内容について

3. 野田市の業務委託契約等における最低賃金額について

会 長	それでは、議事(2)「直方市における業務委託契約の仕様内容について」と、議事(3)「野田市の業務委託契約等における最低賃金額について」、これは関連性があるので、一括して事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、説明させていただく。前回の審議会にて、委員より本市の業務委託において、どの様な資格要件を付しているかとのご意見をいただいた。そこで直方市における業務委託契約の仕様内容 A3、こちらの資料をご覧ください。</p> <p><b>(資料)「直方市における業務委託契約の仕様内容」を用いて説明。</b></p> <p>続いて、野田市の業務委託契約等における最低賃金額について、説明をさせていただく。公契約条例の業務委託・指定管理協定において、業種ごとに労務報酬下限額を細かく設定しているのは野田市のみであった。今回、野田市における業務委託契約及び指定管理協定の賃金の最低額を一覧にまとめた。野田市では、概ね契約の種類ごとに賃金の最低額が設定されている。なお、一覧では、契約の種類・適用労働者の職種・算定式、右端に最低額を掲載している。なお、最低額の賃金を算出する際に、平成 27 年度建築保全業務労務単価を使用している部分があるので、少し労務単価について説明をさせていただく。</p> <p>A4、5 枚の資料、平成 27 年度の建築保全業務労務単価をご覧ください。表紙の青いラインの部分にもあるように、この建築保全業務労務単価は、国土交通省の官庁営繕部が毎年実施している建築保全業務単価の実態調査の結果に基づき決定した金額で、この基準は保全業務を委託する際の積算のために使われているものである。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>ここでは、地区ごとの日割単価が掲載されている。なお、野田市は、青いラインで引いている、東京地区の単価を使用している。</p> <p>では、野田市の資料に戻ってご覧ください。</p> <p><b>(資料)「野田市における業務委託契約及び指定管理協定の賃金等の最低額」を用いて説明。</b></p> <p>説明は、以上である。よろしくをお願いします。</p>
会 長	他と比べていかがか。
副会長	比べようがない。直方市の資料に金額が書いていないので、比べようがない。

	何かと比べるために出したのか。
会 長	比べるために出したのではないのか。
事務局	本市の業務委託において、どの様な資格要件が仕様に盛り込まれているかという一覧と、公契約条例を施行している自治体で業種ごとに労務報酬下限額を設定されているのが、野田市であったのでそれを一覧にしたものである。
副会長	野田市は金額が入っているけれども、直方市は入っていない。
事務局	直方市は一律である。直方市の業務委託に関しては、資格保有者ではなくて、その業務の従事される方の下限額が時給 <b>839</b> 円である。
副会長	金額が書いていないという事に、何か特別な意味があるのか。
事務局	いいえ、こちらでは、仕様書上の資格を一覧にまとめたので、金額については、当然、公契約条例はクリアしている。
副会長	建設業というのは、競争させられるけれども、委託契約とかいうのは、競争が何もない様な印象がある。その辺の金額を少し書いておいてもらいたい。労務単価の参考にしたい。
事務局	その業務に従事される方で、例えば資格等を持たない、一番金額が低い方でも <b>839</b> 円払う。
副会長	保全技師というのは、どういう資格なのか。
事務局	資料、平成 <b>27</b> 年度の建築保全業務労務単価の一番後ろのページにそれぞれの区分の技能・実務経験等が掲載されている。
副会長	建設業でいうと、特殊作業員というのは、所長クラスになる技能者の一番いいところであろう。
委 員	野田市の地域手当が付いているところは、実際に直営でしていたところか。地域手当が付いているところと付いていないところがある。地域手当が付いているという事は、もともと正規職員がやっていたのではないのか。
事務局	野田市に確認すると、平成 <b>22</b> 年、当初 <b>3</b> 種類ぐらいの職種ごとに、それぞれ職員給与をベースに時給を定め、平成 <b>23</b> 年から建築保全単価を使用するようになった。なぜこの部分だけまだその職員給与なのか。例えばこの清掃員であれば、建築保全労務単価にも清掃員の単価がありますがという事でお尋ねした。その際、野田市としては、地域のハローワークや求人広告等、地場



	<p>の相場と比べた場合、明らかに保全単価を使うと高額になり過ぎる。そういった部分に関しては、やはり事業者の方にも負担となるので、従前の職員の賃金を採用しているという事であった。</p>
委 員	<p>地域手当が付いていたところは直営でやっていたが、それを委託したと。委託したけれども、実際の単価を出す場合に職員給与に地域手当をプラスした形で算出したという事で理解していいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委 員	<p>この表の中にある地域手当の計算がしているところは、もともと直営であったという事でいいか。</p>
事務局	<p>おそらく、初めは全部、直営であったと思う。</p>
委 員	<p>職員でやっていたという事か。</p>
事務局	<p>はい。労務報酬下限額を設定してやったけれども、数年後に改正、見直しを行って、建築保全労務単価を使うようになったという事かと思われる。</p>
副会長	<p>事務局は、委員の以前の質問には、答えられたわけか。</p>
委 員	<p>調理師さんの分だとか、学童保育士さんの短大卒程度とかいうところでは、二つの基準を設けるのか。</p>
事務局	<p>今、委員が言われた有資格者の部分で、その基準を設けるかどうかという事だが、そもそも公契約が、その業務に従事される方の一番末端と言ったら語弊があるが、一番少ない賃金の方でも <b>839</b> 円がしっかりと担保されている。当然、有資格者については、その企業間、労使の関係でしっかりと運用、補充をしていただく。公契約ではあくまでもそこに従事される一番低い賃金の方でもこの金額はしっかりと担保するという事から言うと、有資格の基準は、逆にそれが一つの指標となって、その中でどうするか、給与のほうにも影響してくる事もあるかと思う。現状では、一番低い賃金の方の給与をしっかりと担保するという事で、十分公契約の目的が達成されているのではないかと考えている。</p>
会 長	<p>市では発注金額を算出する際にどういう計算をするのか。</p>
事務局	<p>直方市の場合は、各担当課が業者さんの見積もりを基礎に、市独自で算定したり、国が行っている業種別従業員の賃金を比較したりしている。</p>
会 長	<p>実際、野田市は賃金を職種ごとに分けているが、直方市では発注する主管課</p>

	ごとに内規で一応の基準というのを定めているのか。
事務局	そうである。それぞれ職種や資格ごとに定めているのだが、その積算の基礎としては、業者さんの当然見積もりについても差異があるので、それを基礎に直方市独自で算定したり、国の調査表をもとに資格保有者はそれぞれ積算したりするようにしている。全部が 839 円という事ではない。
副会長	その積算を知りたい。資格を持っている人は幾らぐらいの給料で計算しているか。資格を持たない人は幾らの給料にしているか。そこを知りたい。
委員	業務委託における積算根拠については、建設業のような設計単価はないようだが、標準原価計算方式に基づき算出されているようだ。
副会長	野田市の金額と比較できるかと思ったら、全く金額の比較ができない。
事務局	野田市をはじめ、他の先進自治体が業務委託や指定管理について、どのような考えを持っているかを参考に聞いてみた。 野田市では、先程の説明のように、詳細に決まっているが、他の自治体が、詳細な設定を採用していないのはなぜか、というふうな問いかけをした際に、例えば、川崎市では、何をもって積算をするかという、その根拠が非常に難しいとの事であった。建築保全単価を使うのか、職員給与を使うのか、何をもって積算をするかというのが非常に難しいという事であった。また、多摩市において同じような返答であった。相模原市については、確かにそうやって決められている自治体もあるが、条例の趣旨からも労務報酬下限額、そういったところを守るという考えでやっているという事であった。 どこの自治体も積算根拠、予算の積算の根拠もそうであるが、職種ごとの労務単価を決める際の積算根拠というのが非常に難しいというところで、やはり踏み切れていないというのがどうも現状のようであった。
副会長	要するに資格を持っている、持っていないに関係なく、最低賃金というのはきちんと決めていると。その代わりに、実際に払える給料というのは、ちゃんと資格を持っている人は持った人の給料はちゃんと払うということであろう。それが少し少ないよという人がいるかも分からないという事である。だから、有資格者は市が何を基準にして、これだけの単価にしているとか、そういうのが出ればいいのではないのか。
委員	実際に基準がないのか。
副会長	ないのであろう。
委員	だから基準を決めるかどうかという話になってくるのではないのか。基準が無いので、業者見積もりで大体これ位だろうという事で積算する。予算を決め

副会長	<p>て、最終的には何社か呼んで入札してもらおうとかいう形になるのであろうと思う。だから、問題はその基準をそこまで設けて、野田市のように業種別に単価を変えるかどうかという事になってくるのではないか。先々もしやるとしたら。今現在は出来ないというところである。まだ勉強しなければならない。</p> <p>しかし、建設業では公共工事の設計労務単価の <b>80%</b> で業種別に時給を決めている。建設業では業種別に決めて、業務委託では決めていないというのもおかしいのではないか。</p>
事務局	<p>委員が言われるように、基準自体がなかなか設定できない。また、市が仮に職種別に設定した場合、設定以上の賃金を貰っている有資格者の基準を誘導するとか、直方市の基準がこれだけなら、この位の金額でいいのではないかと金額を下げるという様な事も危惧される。そういう事も考慮して業務委託については、職種別の設定がし難いのではないかとと思う。</p>
委員	<p>土木・建築については、積算基準という教科書がある。ところが、委託ではボイラーの資格を持っている人とか、何とかの資格を持っている人の見積もりではなく、この業務でいくらという見積もりの形でしかない。そこを具体的に有資格者については、この単価にするとかいう事を先々行うかどうかである。野田市は業種別、技能別に分けているかもしれないけれども、直方市の場合、小さく産んで大きく育てればいい。<b>826</b> 円が <b>839</b> 円になったと、単価的にいったらそこはそれでいいのであるが、先々の方向性としては、有資格者については分けようかという事になるかどうかである。</p>
委員	<p>先程、事務局が言われる様に市の積算した単価に誘導されるという部分は心配のし過ぎと思う。経営者側が利益を労働者側から搾取するというのは余り考えにくいと思う。過当な競争が行われている様であれば、何かそういう事も起こり得るという気はしないでもない。</p> <p>委員も言われているように根拠がないという意味も含めて、何かないとやはり市側も積算するのに困るだろうと思う。</p>
委員	<p>極端な話、その基準を作ってしまうと、各担当課に配って、これで積算せよという形には出来るのであろうと思う。ところが基準がないから、野田市の場合は、基準を設定して行っていたと思う。もともと直営で職員がやっていた部分は、こうであるという形で行っているのだろうと思う。直方市もそれが出来るかどうかである。今まで直営だったものを民間委託した場合は、こうであるなど。それ以外はこれだという事を作れるかどうかである。それは要検討である。</p>
委員	<p>その通りだと思う。</p>

委員	<p>当然標準原価計算方式に基づき積算されていれば、委託料の中で経常経費つまり義務的経費については、行政だろうが民間だろうが変わるはずもなく、直営では人件費比率が圧迫するので外部委託にしている要件もある。したがって人件費にしわ寄せがくるのではないか。一口に入札と言うけれど、落札できなければ廃業に追い込まれる受託者もいて、なかなか厳しい状況である。</p>
委員	<p>市の財政状況が厳しい事もあるが、財政の事ばかり考えていたら労働者が苦しいだけであるので、どこで折り合いをつけるのか。この審議会はもちろん積算基準まで決める審議会ではないが、やはり直方市内の労働者なり、その周辺の労働者が働くことで地域経済が潤うのであろう。そこも視野に入れた審議会だと思っている。ある意味問題提起をしているというか、安ければ何でもいいじゃないか、行政改革なのだからという時代は終わったのではないかと思う。</p>
事務局	<p>委員が言われたように、今後、当然今の課題は研究、引き続き検討していかなければいけないと認識をしている。私ども直方市は、公契約条例導入自治体として全国で9番目である。今、別の課題、対象範囲を広げるだとか、そういった課題を優先していくべきだといった様な状況であると思う。本来ならば、全て整うのが望ましいが、小さく産んで、課題を一つずつ解決していこうという中で、そんなにあれもこれも出来る様な状況にもない。業務委託については、先程から議論が出ている様に保健師だとか、療法士だとか、福祉関係の資格が複雑化してくる中で、この報酬単価というものはない。そういう状況の中で、一定の制度を出すといろんなところに影響を及ぼすといった問題も起こってくる。これについては、もう少し時間をかけて我々も研究していきたいと思っている。これはしなくてもいいと認識しているわけではない。何度も繰り返すように、配布資料の様な設計労務単価と違って、基準となるべきものがない。行政の予算的にはいろんな工夫をしながら、一定同じ金額ではいけないという、一定の差をつけて予算は確保している。これが今言うように一覧表にして、それだけ低い単価を使ったのかとか、逆にそれだけ高い金額を使ったのかといった様な事に影響を及ぼすので、そこらあたりは慎重に考えさせていただきたいと思う。</p>
委員	<p>基準を設けた事によって、高く貰えた人は良いけれども、どんと下がる人もいる。逆に低かった人は、どんと上がる可能性もある。 二つ要素を秘めているので、検討させてほしいという事か。</p>
会長	<p>基本はデフレスパイラルから脱却するためにどうするかという話である。即実行するか別として、経済の活性化のためにも、今議論している方向で勉強や研究を重ねるしかないのかなという印象である。今日のところはこの位でよろしいか。</p>
事務局	<p>一つは一番大きな、工事又は製造の請負契約の適応範囲を1億円から5,000</p>

	<p>万円という改正が決まったので、12月議会に提案して、4月から施行させていただく。その事からすると、当面の課題は委員が本日言われた業務の細分化という事になる。これは先程申し上げたが、今すぐに出来る様な状況にない。今後、もしかすると標準的な労務単価表が出来るかもしれない。お互いに情報交換をするのは良いとしても、議題として、これをいつまでにしなければいけないというのは、基本的にないというふうに思っている。今、しなければいけないとすれば、年が明けて来年度までに労務単価が改正されれば、それに伴い労務報酬下限額を2月、3月の時点では必ず、改正しなければいけない。それまでの間については、当面、今すぐに急いでしなければいけないものはないのかなというふうに思う。後は皆様から、この事について少し勉強したいという事があれば、会議を開くことはやぶさかではない。</p>
委員	<p>本市の労務報酬下限額が、設計労務単価の80%で良いのかどうかというのも、ぜひ議論していただきたいと思う。</p>
事務局	<p>公共工事設計労務単価の80%を他の自治体がいろいろと采配をしている分の勉強というか、そういった情報についての議論でよろしいか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>今、90%や95%を採用している自治体は多いのか。</p>
事務局	<p>一番高いところで90%である。</p>
委員	<p>野田市は85%だったか。</p>
委員	<p>1億円が5,000万円に、ハードルが上がっていたところを下げた。今、委員が言われる80%を90%にするハードルをどうするかという部分を検討する余地はある。</p>
事務局	<p>副会長からまたお叱りを受けるかもしれないが、市側とすれば、債務負担行為にて平成23年度に5年契約をしているものが、今年度あたりで一定区切りがつく。来年4月から5年契約する委託契約については、労務報酬がどうなるのか、入札がどうなるのかといった事も見極めさせていただきたいと思う。少し進め方が遅いと言われるのは十分認識はしているが、状況を見ながら、そのあたりバランスは取っていききたいと思う。</p>
副会長	<p>1つ物事を変えると4つも5つも6つも7つも変えなければいけない。1つだけを変えて成功する訳ではない。公契約条例がもっと良いものになると私は信じているし、その様に持っていきたいと思っている。だから1つの事を変える時は、幾つも変えなければいけないものがあるという事だけ、覚えておいていただきたい。</p>

委員	次回は、どうするか。
事務局	事務局としては、来年度の改定等もあるので、年明け時点で、もう一回審議会を開催していただきたいと思う。また、今議論があった80%の件、あと業務委託も業種ごとの判断をするのかということも当然検討していかなければならない事だが、それについては、早くても平成29年度の条例改正という事になるので、平成27年度については、年が明けてもう一度、労務報酬下限額の審議をさせていただきたいと考える。
委員	3月になったら議会がある。
事務局	3月か2月ぐらいで。
委員	2月に今出た検討課題を審議する。
委員	ここ2年、続けて新労務単価が2月1日に発表されている。
事務局	年明けに、今言われた新労務単価が出ることを見定めて、一定調節させていただければと思う。事務局にて日程調整をして連絡させていただきたい。
各委員	了解した。

#### 4. 会議録署名委員の指名

会長	それでは、本日の会議録署名委員の指名をする。今回は、永富委員と津田委員にお願いする。
両委員	了承した。
事務局	本日の会議録については、作成後、各委員の皆様へ郵送させていただく。

#### 5. 閉会

会長	それでは、これで第2回直方市公契約審議会を終了する。
----	----------------------------